

# 日本母性衛生学会学術集会優秀演題賞に関する規程

## 第1条（名称）

本賞は、「日本母性衛生学会学術集会優秀演題賞」と称する。

## 第2条（目的）

本賞は、本学会学術集会に於いて優れた発表に対して授与するものであり、母性衛生に関する研究を奨励し、この分野の研究の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条（対象）

- 本賞の対象は（１）口演発表であること  
（２）演題内容について未発表であること

## 第4条（選考委員会）

- （１）学術集会会長は会員の中から選考委員を選出し委嘱する。  
（２）選考委員の互選により委員長を選出する。  
（３）候補演題となった演者及び共同研究者は選考委員とはなれない。

## 第5条（選考方法）

- （１）学術集会会長は、登録演題の中から抄録をもとに若干数の演題を候補として採択する。  
（２）選考委員は候補演題の発表に臨席し、所定の審査用紙により採点する。  
（３）選考委員会は、すべての候補演題の発表終了後に協議を行って「日本母性衛生学会学術集会優秀演題賞」４演題以内を選定する。  
（４）選考委員長は、「日本母性衛生学会学術集会優秀演題賞」の選定結果について理事長および学術集会会長に報告して承認を得る。

## 第6条（表彰）

本賞は、賞状を公益社団法人日本母性衛生学会社員総会において、理事長より授与されるものとする。表彰には、賞状のほか副賞を付与することもできる。

付則この規程は、令和7年4月1日から施行する。